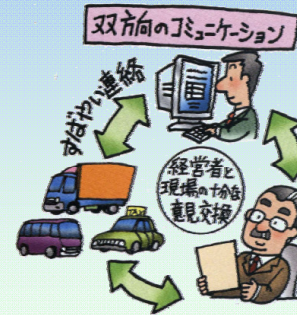


# 4. 運輸安全マネジメントー1

## 輸送の安全に関するPDCAサイクル



経営トップのコミットメント  
経営トップの責務遂行



**P** 安全管理体制の構築  
(安全方針の策定・安全目標の設定等)

**D** 安全管理体制の実施  
(目標達成のための施策の実施)



**A** 安全管理体制の見直し・改善



**C** 安全管理体制に係る内部監査

例えば・・・

**P** 事故防止対策の年間計画策定

**D** 計画どおり事故防止対策を実施

**C** 事故防止対策の実施状況を  
内部監査等で自社チェック

**A** 内部監査の結果を踏まえ、  
事故防止対策の見直し実施  
↓  
次年度の事故防止対策の計画に反映

経営トップから現場の運転者まで事業者全体として輸送の安全性の向上に努める

## 4. 運輸安全マネジメントー2

安全管理規程の作成届出  
安全統括管理者の選任届出  
**義務**

安全マネジメントの実施  
**努力義務**

安全情報の公表  
**義務**

200両以上の  
バス事業者  
・104事業者

300両以上の  
タクシー事業者  
・57事業者

300両以上の  
トラック事業者  
・168事業者

合計329事業者

安全管理規程の内容

- 輸送の安全を確保するための事業の運営方針
- 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法
- 安全統括管理者の選任及び解任に関する事項

安全マネジメントに関する指針

- 経営の責任者の責務
- 社内組織
- 輸送の安全に関する基本的な方針
- 輸送の安全に関する目標、計画
- 安全マネジメントの適確な実施
- 輸送の安全に関する費用支出
- 輸送の安全に関する情報の共有及び伝達
- 事故及び災害に関する報告連絡体制
- 輸送の安全に関する研修等、チェック、業務の改善、記録の管理

**A**

- 輸送の安全に関する基本的な方針、目標及びその達成状況
- 事故に関する統計
- 行政処分後の改善状況等

+

**B**

- 安全管理規程
- 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
- 輸送の安全に関する情報の伝達体制その他の組織体制
- 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
- 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
- 安全統括管理者に係る情報

車両数が**上記未滿**の自動車運送事業者  
(バス)

- ・100両～200両未滿 約170事業者
- ・100両未滿 約4900事業者
- (タクシー)
- ・100両～300両未滿 約350事業者
- ・100両未滿 約57300事業者
- (うち、個人タクシー 約45500事業者)

(トラック)

- ・100両～300両未滿 約950事業者
- ・100両未滿 約61400事業者
- (貨物軽自動車運送事業者を除く)

車両数が300両(バスは200両)未滿  
の事業者

**A** のみ

## 4. 運輸安全マネジメントー3

### 自動車分野の実施状況

#### 運輸安全マネジメントの評価

○ 安全管理規程等届出業者に対し、安全管理体制構築等について国が評価を実施（平成20年7月末183事業者）  
（件）

業態	バス事業者	タクシー事業者	トラック事業者	計
官房単独	29	9	17	55
官房+運輸局合同	14	6	13	33
運輸局単独	24	20	51	95
計	67	35	81	183

#### 運輸安全マネジメントの周知

○ 地方運輸局等による運輸安全マネジメントの周知状況（平成19年4月～平成20年1月）

周知方法	実施回数	参加人数
運輸局又は運輸支局による説明会の開催	52	1,731
バス・タクシー・トラック協会主催の事故防止委員会等への出席による対応及び全業態対象のNASVA安全マネジメント講習への講師	バス29 タクシー36 トラック69 NASVA48 計 182	15,581
運行管理者講習を活用した周知	554	53,506
計	778	70,818

※1. 参加者数は概数です。  
2. NASVA安全マネジメント講習は、次のNASVA実績と重複します。

○ NASVA（（独）自動車事故対策機構）との連携による、中小事業者を主に対象として講習会の実施及びコンサル等により周知

#### 安全マネジメント講習会実績

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施回数	7	108	48
受講者数	713	7,646	2,398

#### 安全マネジメントコンサル

平成20年9月末契約
27事業者

※ 平成20年度は上半期実績

## 4. 運輸安全マネジメントー4

### 運輸局等より評価結果

運輸局等よりの評価結果報告書121件の集計結果

#### ○評価できる事項

- ①経営トップの明確なリーダーシップの発揮、安全管理体制の維持・向上に積極的に関与していること。(121件中96件)
- ②経営トップをはじめとした経営幹部が、積極的に現場に赴き、意見交換など現場コミュニケーションを図っていること。(121件中78件)
- ③安全方針の社内周知、その趣旨・理念の浸透を図っていること。(121件中47件)が挙げられ、全体として経営トップの安全意識の高さが伺える。

#### ○検討して頂きたい事項

- ①ヒヤリハット情報を含む事故情報の収集・活用を図ること。(121件中75件)
- ②内部監査の仕組みの構築、特に、経営トップをはじめ経営管理部門も含めた企業全体での内部監査体制の構築(121件中112件)が挙げられる。

### 運輸安全監理官室公表資料「運輸安全マネジメント制度導入2周年を迎えて」(概要)

これまでの「運輸安全マネジメント評価」の状況(自動車抜粋)

#### 自動車モード

- ①総じて、運輸安全マネジメント制度の浸透度が比較的低く、安全管理を現場に委ねている傾向が強い。
- ②都市圏の大手バス事業者は、安全管理体制を構築しているものの、その運用が十分でない事業者が多く見受けられる。地方のバス事業者は運輸安全マネジメント制度に対する理解度が低く、取組み途上である。
- ③タクシー事業者では、一部の本省評価事業者を除き、都市圏・地方の事業者を問わず、運輸安全マネジメント制度に対する理解度が低く、取組み途上である。
- ④トラック事業者では、大手5社は、総じて、安全管理体制の構築・改善に向け積極的に取り組んでいる。それ以外の事業者は、一部の事業者を除き、運輸安全マネジメント制度に対する理解度が低く、取組み途上である。

## 4. 運輸安全マネジメントー5

### 安全マネジメントの実施に当たっての手引きの内容

#### 安全管理規程等義務付け 事業者用

- 経営トップのリーダーシップ等組織に関する事項
  - －経営トップの責務、社内組織、安全統括管理者の選任及び解任、安全統括管理者の責務
- 方針等に関する事項
  - －輸送の安全に関する基本的な方針、重点施策、目標の設定、計画の作成
- 実施に関する事項
  - －安全マネジメント等輸送の安全に関する重点施策の実施、費用支出及び投資、情報の共有及び伝達、事故・災害等に関する報告連絡体制、教育及び研修
- 内部監査・業務の改善に関する事項
  - －輸送の安全に関する内部監査、業務の改善
- 情報公開等に関する事項
  - －情報公開、輸送の安全に関する記録の管理等

#### 準大手事業者用

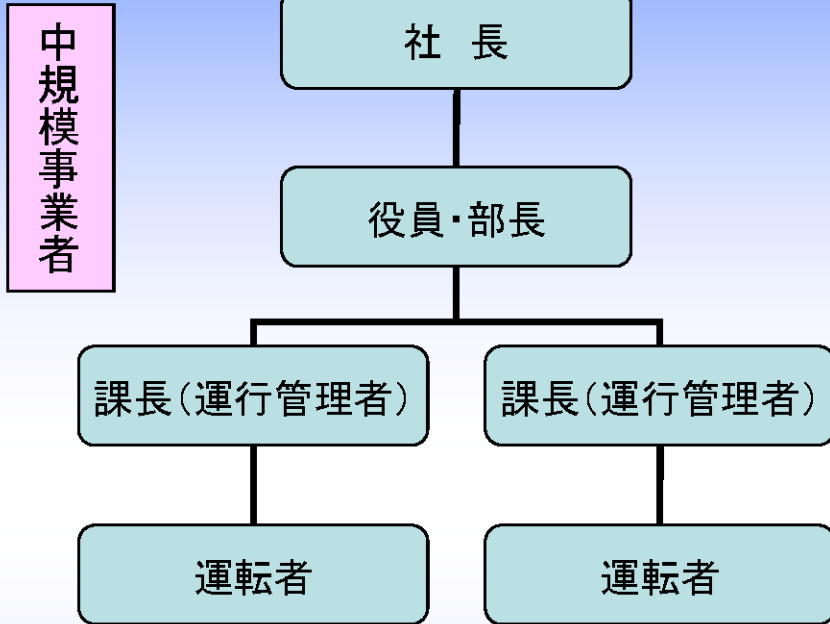
- 経営トップのリーダーシップ等組織に関する事項
  - －経営トップの責務、社内組織
- 方針等に関する事項
  - －輸送の安全に関する基本的な方針、重点施策、目標の設定、計画の作成
- 実施に関する事項
  - －安全マネジメント等輸送の安全に関する重点施策の実施、費用支出及び投資、情報の共有及び伝達、事故・災害等に関する報告連絡体制、教育及び研修
- 内部監査・業務の改善に関する事項
- 情報公開等に関する事項
  - －情報公開、輸送の安全に関する記録の管理等

#### 中小事業者用

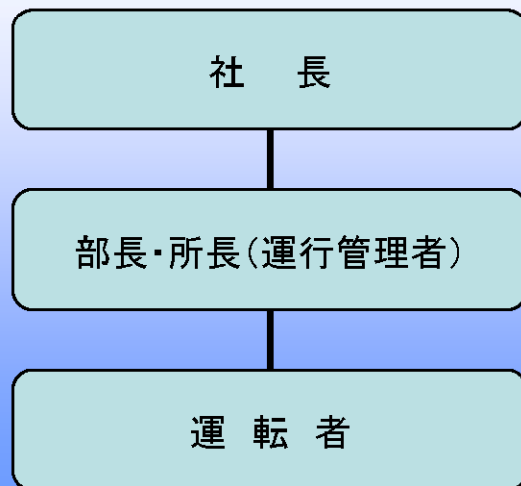
- ・社長等の責務に関する事項
- ・輸送の安全に関する基本的な方針
- ・輸送の安全に関する目標の設定及び計画の作成
- ・輸送の安全に関する計画の実施
- ・輸送の安全に関する情報の共有及び伝達
- ・事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統
- ・輸送の安全に関する教育及び研修
- ・安全に関するチェック・業務の改善に関する事項
- ・情報公開等に関する事項
- ・輸送の安全に関する記録の管理等

## 4. 運輸安全マネジメントー6

### 自動車運送事業の組織



小規模事業者



### 鉄道事業の組織

